

医療費、月三万円以上は

国保が負担

国民健康保険への加入者

国民健康保険の加入者が、お医者さんにかかって、一つの病院、診療所に一カ月、三万円以上の一

部負担金（お医者さんの窓口で支払う金額）を支払った場合は、三万円を超えた額は、国民健康保険が負担し、あとから加入者へ払いもどします。

加入者は、どんな重い病気にかかっても、医療費は月三万円まで負担すればよいことになるわけです。

① 支給を受ける手続き
高額療養費支給申請書に領収書を添えて、厚生課国保係に提出し

② 一部負担金の計算法
一日から月末までの受診について一カ月として計算します。たとえば、月の十五日から翌月の十五日までのように、月をまたがって入院した場合で、最初の月の診療費の一部負担金の額が二万円、翌月が二万円、合計四万円を自己負担

たえば、甲の病院と乙の病院へ同じにかかっていて、一部負担金として一カ月に甲へ五万円、乙へ四万円を支払った場合は、甲の分について三万円を控除した二万円、乙の分について同様に一万円の高額療養費が支給されます。甲乙両方の病院を合算すると言うことはありません。

③ 次の場合は別に扱う
病院などに内科と歯科がある場合は、内科と歯科は別の病院として扱います。

④ なぜ税率の改正が必要か
医療費と助産費などは、過去三カ年の実績に基づき計算されますが、これによると五十年度の保険者（町）負担として、三億二千八十五万九千円が必要となります。

改正について

国民健康保険では、年々増嵩する医療費に対処するため、税率の改正をすることとなりましたので皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、事務費などで二千九百九十九万九千円が見込まれ、合計三億五千七百六十八万八千円の支出が見込まれます。このうち、国、県などの補助金が二億四百八十一万七千円見込まれ、残額の一億四千五百九十五万一千円が、国民健康保険税として課税されることになります。

これらの事情から現在の税率では、約四千万円程度不足してきますので、税率を次のように改正して、これを補っていくこととなったものです。

（改正前）
所得割百分の四、二→百分の四、九。

資産割百分の四十五→百分の六十。

均等割一人当たり二千七百円→三千五百円。

平等割一世帯当たり五千円→七千円。

改正後の調定額は、一世帯当たり六万四千六百円、一人当たり一万六千七百円で、四十九年度実績に対し、それぞれ四十二、二％、四十八、三％増加することになります。

このように医療費が上がると税にはねかえり、加入者自身の負担となるわけです。

年々増えている税を、正しい受診と国民健康保険財政の健全な運営により、少しでも低くしてゆきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

新区長さん紹介

4月1日から次のとおり、新しい区長さんが決まりました。

部 落	区 長	有 線	電 話
篠本一区	行方 藤雄	225-01	5-0015
二区	江波戸輝己	227-11	5-0137
三区	越川 正己	237-11	5-0152
新 井	森 真一	253-08	5-0225
宝 米	鈴木 静夫	244-10	5-0374
二 又	斉藤 隆	259-07	5-0497
母 子	越川 久		5-0284
小 田 部	実川 正明	285-11	5-0654
町 住	武田 民雄		
台	鈴木 重徳	272-07	5-0282
小 川 台	林 春雄	269-08	5-0742
傍 示 戸	実川 元一	277-13	5-1247
富 下	斉藤 直	279-03	5-1261
虫 生	伊藤 勘治	282-07	5-1384
芝 崎	岩沢 一夫	292-10	5-0240
作 間 内	向後 昭	365-08	4-2358
県 住	勝俣 豊		4-0680
宮 内	藤代 信雄	346-02	4-1736
古 屋	越川 作衛	339-07	4-2368
橋 場	土屋 隆嗣	335-02	4-0070
桑 郷	菱木 隆雄	312-08	4-0067
西 高 野	大木 清	310-03	4-1820
入	林 宏	363-02	4-1744
篠 原	鶴沢 和夫	375-05	4-0924
原 方	伊橋 忠	378-06	4-1857
谷 中	平山 央由	354-01	4-0851
辻	実川 勝司	530-05	4-0245
木 戸	椎名 常夫	522-11	4-2231
長 塚	林 道夫	390-03	4-2101
五ノ神	最上 陽	394-05	4-0010
尾垂五区	伊藤 嘉栄	397-05	4-0697
六区	伊藤彦四郎	507-01	4-0737
白 磯	川野 清治	518-03	4-0412
関	実川 栄		4-1103